

愛知県広域予防接種事業について



■ 電子申請での申請も可能です

【広域予防接種の申請方法】

- ・ 郵送申請 … 市役所感染症対策課へ書類を郵送
- ・ 窓口申請 … 16 区保健センター窓口へ書類を提出
- ・ **電子申請** … インターネット上で必要事項の入力、必要書類の画像データをアップロード

電子申請
はこちら ⇒



※電子申請は、本人申請に限ります。

※代理人による申請（委任状をもらって手続きする場合）は、
郵送申請か窓口申請で手続きしてください。



■ 市民税非課税世帯の方は「本市が市民税情報を確認することに同意する」を選択いただければ、免除確認書類がなくても申請できます。

⇒これは、市民税非課税世帯の方が、介護保険料納入通知書などの免除確認書類を提出する代わりに選択していただけるものです。

※市民税非課税確認書は廃止しますが、他の証明書類（介護保険料納入通知書等）は今まで通り使用可能です。

※市民税情報の確認に同意いただいても、確認の結果、「課税世帯」と判定された方は、**免除となりません**。接種費用をお支払いいただきます。

※今年の **1 月 1 日時点に本市に住民票がない方**は、同意いただいても市民税情報を確認することができず、**市民税非課税世帯の判定ができません**。

「本市が市民税情報を確認することに同意する」を選択する場合

① 免除の確認方法の欄でチェック



※自己負担金免除を受ける確認方法（いずれかに☑をつける）	<input type="checkbox"/> 該当しないため確認書類なし <input type="checkbox"/> 介護保険料納入通知書のコピー <small>※「第1段階」から「第4段階」までの最新のもので、A4サイズに縮小コピーしたもの</small> <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書（原本） <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等支援給付受給者証のコピー
	<input checked="" type="checkbox"/> 市が市民税情報を確認することに同意する ※他の世帯員を以下に記入

② 申請書下欄に同一世帯員を記載（一人世帯の場合は記載不要）

● 被接種者を除く同一世帯の方全員の氏名・生年月日を記入（欄が不足する場合は裏面白紙に記入）

氏名	名古屋 太郎	生年月日	S 28 . 9 . 25	氏名		生年月日	.	.
氏名		生年月日	.	氏名		生年月日	.	.

■ 1人につき **2種類** の連絡票 が発行されます

⇒「連絡票」とは、愛知県広域予防接種の申請に基づき、本市が接種を認めた方へ発行する書類のことです。県内市外の協力医療機関で定期予防接種を受けるためには、必ず「連絡票」が必要です。

⇒本市から送付する、**2種類の連絡票**を、接種医療機関へ提出してください。

- ・ 1枚目 (連絡票兼接種済証) … 広域予防接種を実施する際の確認に使用します。接種後、医療機関で接種済証の記載がされ、本人へ返却されます。
- ・ **2枚目** (連絡票【名古屋市提出用】) … 医療機関から本市への請求に使用するものです。本人へは返却されません。

■ インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の予防接種期間が異なります

⇒インフルエンザは令和8年1月末まで、新型コロナウイルス感染症は令和8年**2月末まで**接種が可能です。

■ 新型コロナウイルス感染症予防接種の自己負担金に変更になりました

⇒今年度の新型コロナウイルス感染症予防接種の自己負担は **7,700円**です。

■ 帯状疱疹の定期接種が始まりました

⇒2つの製品があり、自己負担金は以下の通りです。

- ・ シングリックス 10,800円 (2回接種で 21,600円)
- ・ ビケン 4,200円

定期 接種 対象 者	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる 年度に属する方 満100歳以上の方 (令和7年度のみ) 満60歳から64歳で HIV による免疫機能障害があり、その程度が身体障害者手帳1級相当である方
---------------------	---

※市民税非課税世帯の方等は自己負担金の免除制度があります。



よくあるご質問について

Q. 施設職員が代理で手続きする場合はどのようにしたら良いですか。

A. 本人申請の書類をまとめて提出するだけ、郵送するだけ、ということであれば、本人申請の際に必要な書類を添付して提出してください。

本人から委任状をもらって、代理で手続きされるということであれば、「委任状」と申請者である施設職員の方の「本人確認書類」が必要になりますのでご注意ください。 **必要書類はフローチャートも参考にしてください。**

Q. 委任状の記載について、パソコン入力でも良いですか。

A. 良いですが、委任者の氏名は委任者本人に署名していただくか、署名がない場合（全部パソコン等で作成）は、委任者の押印が必要です。

Q. 親族や施設職員等が本人に代わって電子申請の入力をしていても良いですか。

A. 本人の意思に基づいて（あくまでも本人申請の場合において）他の人が電子申請の入力作業をお手伝いしていただくことはできると考えます。